

証券コード 9012
2023年6月9日

株主の皆様へ

埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地
秩父鉄道株式会社
代表取締役社長 牧野英伸

第200期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第200期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.chichibu-railway.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「秩父鉄道」または「コード」に当社証券コード「9012」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地
秩父鉄道株式会社 本社会議室
(末尾のご案内函をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第200期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第200期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役5名選任の件
 - 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
 - (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- 会社法改正により、電子提供措置事項について前頁の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきます。
 - 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株式数
1	まきのひでのぶ 牧野英伸 (1962年7月26日生)	1985年4月 秩父セメント株式会社入社 2011年4月 太平洋セメント株式会社 中部北陸支店業務部長 2013年3月 太平洋セメントU. S. A. 株式会社副社長 2016年4月 太平洋セメント株式会社法務部長 2020年4月 同社執行役員人事部長 2022年4月 当社常務執行役員 2022年6月 当社代表取締役社長（現任）	207株
【選任理由】 牧野英伸氏を取締役候補者とした理由は、太平洋セメント株式会社での要職を歴任され豊富な経験と高い見識を有しております。2022年からは代表取締役社長を務めており、当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。			
2	さかもとまさみ 坂本昌己 (1965年3月22日生)	1989年4月 当社入社 2008年4月 当社営業推進課 課長 2010年6月 当社事業部 次長兼営業推進課 課長 2012年7月 当社企画部 部長 2013年7月 当社企画部 部長兼総務部 部長 2015年4月 当社執行役員企画部長兼総務部長 2015年7月 当社執行役員企画部長 2019年6月 当社取締役執行役員企画部長 2022年4月 当社取締役常務執行役員企画部長 2023年4月 当社取締役常務執行役員 グループ観光統括部長（現任） [当社における担当] グループ観光統括部、不動産事業部	887株
【選任理由】 坂本昌己氏を取締役候補者とした理由は、2019年から取締役として当社の経営に従事し、グループ観光統括・不動産事業部門の担当役員として当社グループの発展に大きく貢献しております。経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	たか はし やす のり 鷹 啄 泰 則 (1964年10月26日生)	1989年12月 当社入社 2006年8月 当社社長室 課長 2010年6月 当社総務部 次長兼企画課 課長 2012年7月 当社事業部 部長 2015年4月 当社執行役員事業部長 2018年4月 当社執行役員人事部長 2022年6月 当社取締役執行役員人事部長 (現任) [当社における担当] 人事部	887株
	<p>【選任理由】 鷹啄泰則氏を取締役候補者とした理由は、2022年から取締役として当社の経営に従事し、人事部部門の担当役員として当社グループの発展に大きく貢献しております。経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引続き取締役候補者としております。</p>		
4	なか やま たか あき 中 山 高 明 (1953年2月28日生)	1977年4月 寶登山神社入社 2002年3月 同社宮司 2005年6月 宝登興業株式会社社外取締役 2010年6月 当社社外取締役 (現任) 2019年4月 寶登山神社 名誉宮司 (現任)	一株
	<p>【選任理由および期待される役割の概要】 中山高明氏を社外取締役候補者とした理由は、寶登山神社名誉宮司として当社沿線の発展に深く関わっており、その豊富な経験・見識等を活かし、幅広い視点からの助言等をしていただけると期待したため社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外取締役以外の方で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。</p>		
※5	あい だ てつ や 會 田 哲 也 (1959年10月27日生)	1991年4月 弁護士登録 (東京弁護士会) 村上法律事務所 1996年4月 あぼろ法律事務所 (現在)	一株
	<p>【選任理由および期待される役割の概要】 會田哲也氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験・見識等を活かし、幅広い視点からの助言等をしていただけると期待したため社外取締役候補者としております。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。</p>		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 中山高明氏、會田哲也氏は、社外取締役候補者であります。
4. 中山高明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、會田哲也

氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

5. 社外取締役候補者中山高明氏に関する事項

- (1) 会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (2) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役または監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (3) 中山高明氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって13年となります。
- (4) 当社は中山高明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 社外取締役候補者會田哲也氏に関する事項

- (1) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役または監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (2) 會田哲也氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合には、各氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、2024年4月に当該保険契約を更新する予定であります。

8. 「候補者の有する当社の株式数」には、役員持株会における本人持分を含んで掲載しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任につきましては、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
なかやうちしげき 中谷内茂樹 (1968年9月22日生)	1992年4月 日本セメント株式会社入社 2005年10月 太平洋セメント株式会社東京支店業務部 2012年10月 同社セメント事業本部管理部事業管理グループ 2016年8月 同社事業企画管理部管理グループリーダー（現任）	一株
【選任理由】 中谷内茂樹氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、太平洋セメント株式会社の業務執行者として豊富な経験・見識等を有しており、職務を適切に遂行できると判断したため、補欠社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中谷内茂樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 中谷内茂樹氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和される中、深谷市において大型商業施設が10月に開業されるなど、沿線への交流人口増加の動きも見られました。当社グループでは、こうした環境変化を捉え、ダイヤ改正を実施するとともに、沿線の市町や商業施設、同業他社と連携した誘客活動を積極的に展開し、地域の活性化と収益の確保に努めました。

しかしながら、感染症の波状的な拡大や電力料金をはじめとする諸物価の上昇など、当社グループを取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況が続きました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は4,688百万円（前期比7.7%増）、営業損失は361百万円（前期は287百万円の営業損失）、経常損失は311百万円（前期は192百万円の経常損失）となりました。また、主に鉄道事業におきまして、収益性の低下による減損の兆候が認められたことから、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき資産グループ毎に将来の回収可能性を検討した結果、固定資産の減損損失として特別損失に5,894百万円を計上いたしました。これにより、親会社株主に帰属する当期純損失は5,046百万円（前期は47百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

鉄道事業

鉄道事業におきましては、輸送の安全性向上を図るため、設備面では熊谷駅駅舎耐震補強工事や小前田変電所高速度遮断器更新工事などを実施するとともに、異常時訓練や警察機関との共同訓練の実施、安全指導による従業員の意識向上に取り組みました。

旅客部門では、ダイヤ改正により、輸送力の強化や羽生・行田市方面から長瀨・秩父方面へのアクセス向上を図るなど、旅客需要に応じた利便性向上に努めました。また、SLの魅力高める各種企画列車の運行、記念乗車券類の発売のほか、駅前イベントの2拠点同時開催や同業他社と連携するフリー切符の利用区間拡大など、沿線周遊促進策にも取り組み、旅客誘致に努めました。これらにより、定期・定期外旅客の人員および収入は前期に比べ増加いたしました。

貨物部門では、輸送量が減少したことにより、貨物収入は前期に比べ減少いたしました。

営業費用は、電力単価高騰により電力費が大幅に増加したことに加え、設備投資に伴う減価償却費などにより、前期に比べ大幅に増加いたしました。

この結果、営業収益は3,047百万円（前期比3.5%増）、営業損失は415百万円（前期は237百万円の営業損失）となりました。

不動産事業

不動産事業におきましては、熊谷駅南口駐車場の稼働率が向上するなど、賃貸収入は前期に比べ増加いたしました。

一方、営業費用は、賃貸物件の修繕工事実施などにより前期に比べ増加いたしました。

この結果、営業収益は349百万円（前期比2.1%増）、営業利益は159百万円（同8.2%減）となりました。

観光事業

観光事業におきましては、行動制限の緩和やいわゆる県民割などにより、個人利用が増加したほか、団体利用にも一部回復が見られました。

営業費用は、光熱費などが増加いたしました。

この結果、営業収益は403百万円（前期比9.8%増）、営業損失は30百万円（前期は36百万円の営業損失）となりました。

バス事業

バス事業におきましては、学校団体など一部の貸切バス需要に回復が見られたほか、4月からの新規スクールバスの運行開始もあり、収入は前期に比べ増加いたしました。

営業費用は、修繕費の増加のほか、燃料費高騰の影響も受けました。

この結果、営業収益は204百万円（前期比30.8%増）、営業損失は64百万円（前期は100百万円の営業損失）となりました。

その他事業

その他事業におきましては、卸売・小売業では、コンビニエンスストアなどの売上が堅調に推移したほか、建設・電気工事業では、推進工事の受注がありました。また、旅行業では、2月から全天候型レジャー施設として「長瀬トリックアート有隣倶楽部」の営業を開始いたしました。

この結果、営業収益は1,014百万円（前期比14.6%増）、営業損失は26百万円（前期は101百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

鉄道事業

交通系 I Cカードシステム対応費	(130,000千円)
熊谷駅駅舎耐震補強工事	(105,747千円)
小前田変電所高速度遮断器更新工事	(66,268千円)
和銅黒谷 No. 8踏切道 K G 式化工事	(16,226千円)
分電盤雷対策工事 (羽生-三峰口駅、運転指令所)	(18,000千円)
モーターカー購入	(16,500千円)
熊谷駅ホーム旅客トイレ改修工事	(10,827千円)

不動産事業

秩父鉄道熊谷ビルエアコン更新工事	(13,440千円)
------------------	------------

観光事業

宝登山ロープウェイドライブ装置更新工事	(50,000千円)
---------------------	------------

その他の事業におきましては、特記すべき事項はありません。

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設拡充

不動産事業

賃貸アパート新築工事	
------------	--

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、鉄道事業を柱として事業展開していることから、公共交通機関としての「安全・安心・安定」を維持できる事業者であることが使命であり、輸送の安全、無事故無災害の達成を最優先課題に掲げております。この課題の達成に向け、全役員・従業員が、安全に対し常に意識を持ち業務にあたるとともに、近年頻発・激甚化する自然災害などに対応すべくソフト・ハード両面における取り組みを更に強化してまいります。

また、当社沿線における居住人口の長期的な減少傾向が続く中、電力料金をはじめとするコストの上昇により、非常に厳しい事業環境にあります。公共交通事業者としての責務を果たし続けていくため、経費削減等の経営努力を続けるとともに、事業の採算性のほか多面的な検証を行い、適正な運賃・料金について検討を行ってまいります。

他方、今後の持続可能な成長を実現するためには、「人財」への投資は必要不可欠であります。人財への投資を増やしていき専門知識や経験を有する人財を育成するとともに、就業環境の改善を図り、従業員にとって魅力ある会社づくりを進めてまいります。

当社ふかや花園駅周辺における「花園IC拠点整備プロジェクト」による各施設の開業は、沿線への交流人口増加の契機となっております。引き続きその効果を最大限に享受すべく、また、沿線の各観光施設への周遊の機会を増加させるべく、当社グループ一体となり、各種イベント、諸施策を実施してまいります。

加えて、安定収益の拡大を図るため、駅前を中心とした遊休不動産の活用方法を検討し実行してまいります。

当社は、これらを実現するための体制づくりとして、新年度より組織を見直し、グループ全体の観光事業の再構築と、より安定的で収益力の高い不動産事業への転換を目指してまいります。今後は、グループ会社の統合・再編も視野に入れ、経営の効率化による早期の業績回復と強固な経営基盤の構築を図り、もって、企業価値向上と地域貢献に努めてまいります。

なお、当社グループは、継続して営業損失を計上してきており、更に、当連結会計年度において多額の営業損失、経常損失、当期純損失を計上しているため、監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」に照らすと、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しているとみなされます。このような事象または状況を解消するために、前述の取り組みを実施するとともに、当連結会計年度末の資金残高を踏まえて資産を有効活用し、金融機関との関係の強化等を図ってまいります。これらの施策により、翌連結会計年度の資金繰りは安定すると考えられることから、現時点において今後の事業継続に関して重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(6) 財産および損益状況の推移

区 分	第197期 (2019年度)	第198期 (2020年度)	第199期 (2021年度)	第200期(当期) (2022年度)
営 業 収 益 (千円)	5,449,035	3,933,279	4,352,172	4,688,280
経常利益又は経常損失(△) (千円)	203,057	△497,708	△192,532	△311,771
親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△222,974	△531,341	△47,722	△5,046,299
1株当たり当期純損失(△) (円)	△150.06	△357.63	△32.12	△3,397.03
総 資 産 (千円)	23,439,721	23,449,967	23,703,161	16,954,399

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第199期の期首から適用しており、第199期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
秩父鉄道観光バス株式会社	100,000	100.0	バス事業
秩父観光興業株式会社	82,500	100.0	旅行業
宝登興業株式会社	60,000	99.5	索道事業、動物園業
株式会社秩父建設	25,000	100.0	建設・電気工事業
株式会社秩鉄商事	22,200	100.0	卸売・小売業

(注) 1. 出資比率には、子会社を通じての間接所有分を含んでおります。

2. 当社の連結子会社は上記の5社であり、非連結子会社は2社であります。

(8) 主要な事業内容および事業所（2023年3月31日現在）

当社グループは鉄道事業を中核とし、不動産事業、観光事業、バス事業、その他事業を展開しております。

鉄道事業	当社 羽生～熊谷～三峰口駅間（71.7軒） 武川～三ヶ尻駅間（貨物専用 3.7軒） 車両数 電車53両、客車4両、電気機関車16両、私有電気機関車 1両、貨車6両、私有貨車128両、蒸気機関車1両 駅数 40駅（埼玉県）
不動産事業	当社 賃貸・分譲・請負事業 営業所数 1ヵ所（埼玉県）
観光事業	当社 遊船・飲食・土産品販売業 宝登興業株式会社 索道事業、動物園業 車両数（搬器）2両 駅数 2駅（埼玉県）
バス事業	秩父鉄道観光バス株式会社 貸切バス事業、特定バス事業 営業所数 2ヵ所（埼玉県） 車両数 21両
その他事業	卸売・小売業 株式会社秩鉄商事 旅行業 秩父観光興業株式会社 建設・電気工事業 株式会社秩父建設

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
鉄道事業	251名(45名)	0名(16名)
不動産事業	8名(0名)	1名(0名)
観光事業	35名(17名)	0名(△3名)
バス事業	30名(10名)	△1名(△1名)
その他の事業	65名(27名)	△3名(2名)
全社(共通)	28名(12名)	1名(△1名)
合計	417名(111名)	△2名(13名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
304名(66名)	2名(13名)	42.00歳	21.04年

(注) 1. 組合専従者は除いております。

2. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	1,419,240
株式会社群馬銀行	1,015,470
株式会社日本政策投資銀行	937,450
株式会社足利銀行	555,850
埼玉縣信用金庫	449,950
株式会社武蔵野銀行	402,740
株式会社第四北越銀行	150,000
株式会社みずほ銀行	53,040
株式会社東和銀行	50,000

千円

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,485,513株
(自己株式14,487株を除く)

(3) 株主数 1,485名

(4) 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
太平洋セメント株式会社	497,828	33.51
有恒鉱業株式会社	213,624	14.38
増岡英男	50,100	3.37
二反田静太郎	34,200	2.30
株式会社埼玉りそな銀行	31,824	2.14
山腰玲子	26,900	1.81
中村幸久	24,200	1.63
諸井恒一	16,103	1.08
株式会社武蔵野銀行	16,000	1.08
柿原林業株式会社	10,800	0.73

(注) 1. 当社は自己株式を14,487株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況
該当する事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	大谷隆男	
代表取締役社長	牧野英伸	
取締役	坂本昌己	企画部・事業部担当 企画部長
取締役	鷹啄泰則	人事部担当 人事部長
取締役	中山高明	17頁(3)①に記載のとおりです。
常勤監査役	根岸俊介	17頁(3)②に記載のとおりです。
監査役	林俊宏	18頁(3)③に記載のとおりです。
監査役	正田孝之	

- (注) 1. 取締役中山高明氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は中山高明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役牧野英伸氏および鷹啄泰則氏の両氏は、2022年6月28日開催の第199期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
3. 監査役根岸俊介氏および林俊宏氏の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役林俊宏氏および正田孝之氏の両氏は、2022年6月28日開催の第199期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
5. 監査役根本裕介氏および岩田雅之氏の両氏は、2022年6月28日開催の第199期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	非金 報酬	銭 等	
取締役 (うち社外取締役)	35,619 (600)	35,619 (600)	— (—)	— (—)	6 (1)	
監査役 (うち社外監査役)	11,220 (7,620)	11,220 (7,620)	— (—)	— (—)	5 (3)	
合 計 (うち社外役員)	46,839 (8,220)	46,839 (8,220)	— (—)	— (—)	11 (4)	

- (注) 1. 上表には、2022年6月28日開催の第199期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名および社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬には執行役員に係る支給額は含まれておりません。
3. 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、1990年6月28日開催の第167期定時株主総会において月額10,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、1990年6月28日開催の第167期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

取締役および監査役の報酬体系は、固定報酬のみで構成され、その額は役位に応じて設定しております。

なお、当事業年度における当社の取締役の報酬等の額については、2021年6月25日および2022年6月28日開催の取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬等の額については、それぞれの選任後に開催された監査役会において監査役の協議により決定しております。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の第739回取締役会において、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

- b. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

報酬等の種類ごとの比率の目安は以下の通りとする。

基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝100：0：0

- c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、上記の方針に基づき取締役会において審議の上、取締役会決議により決定するものとする。

④ 社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 中山 高明

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

寶登山神社 名誉宮司

寶登山神社と当社との間には特別な関係はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。

主に寶登山神社名誉宮司として当社沿線の発展に深く関わっており、長年の経験・見識等を反映していただいております。また、客観的な幅広い助言等を行うなど適切な役割を果たしております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

② 監査役 根岸 俊介

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、議案等審議に必要な発言を適宜行いました。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 監査役 林 俊宏

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

- ・小野田化学工業株式会社 取締役
- ・三井埠頭株式会社 取締役
- ・屋久島電工株式会社 監査役

なお、小野田化学工業株式会社、三井埠頭株式会社、屋久島電工株式会社は、主要株主である太平洋セメント株式会社の関係会社であります。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

主要な取引先である太平洋セメント株式会社の業務執行者で事業企画管理部に勤務しております。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

2022年6月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に、また、監査役会9回のうち9回に出席し、議案等審議に必要な発言を適宜行っております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 執行役員について

当社は、執行役員制度を導入しております。2023年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	坂 本 昌 己	企画部・事業部
執 行 役 員	鷹 啄 泰 則	人事部
執 行 役 員	佐 藤 伸	内部監査室・総務部
執 行 役 員	関 口 恒 男	運輸部・技術部

(注) 1. 坂本昌己氏、鷹啄泰則氏の2名は、取締役を兼務しております。

2. 執行役員関口恒男氏は2023年3月31日をもって任期満了により退任いたしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「秩父鉄道グループコンプライアンス指針」および「コンプライアンス規程」に基づき、CSR委員会が中心となり取締役および従業員が法令、定款その他社内規程等を遵守した行動をとるための体制をとる。また、コンプライアンス・ホットラインを利用した「内部通報制度」により通報者の保護を図るとともに、的確な対応をとる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社は、取締役会、経営会議等の重要な会議の議事録については、「取締役会規程」「経営会議規程」等に従い、また、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書は、「稟議規程」「文書保存規程」等に従い適切に保存・管理を行う。取締役および監査役は、常にこれらの文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、CSR委員会・運転事故防止対策委員会等において重大なリスクの未然防止や極小化を行う体制をとる。

また、緊急を要する事項については、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止める体制をとる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「職制」および「付議・報告基準」に定める各職位の基本的な機能および相互関係、決裁基準等により、組織的かつ効率的な業務執行を図るとともに、経営上重要な事項については、「取締役会規程」「経営会議規程」に定める取締役会および経営会議において十分に審議のうえ慎重に決定する。また、経営計画、予算管理により目標実現に注力する。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社との関係については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する適切な経営管理が行える体制をとる。また、子会社の取締役または監査役を当社より派遣し、派遣された取締役は子会社の取締役の職務の執行を監視・監督し、派遣された監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

なお、子会社に対する具体的な体制は次のとおりとする。

(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営内容を的確に把握するため、グループ会社連絡会を定期的開催し報告を受け、また、必要に応じて関係書類等の提出を求める。

- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社および子会社全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき当社および子会社のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機能が十分機能し安定した経営が確立できるよう支援する。
 - (ニ) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
「秩父鉄道グループコンプライアンス指針」および「コンプライアンス規程」に基づき、CSR委員会が中心となり子会社の取締役および従業員が法令、定款その他社内規程等を遵守した行動をとるための体制をとる。また、コンプライアンス・ホットラインを利用した「内部通報制度」により、通報者の保護を図るとともに、的確な対応をとる。
- ⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、連結財務諸表等の財務報告を適正に行うために必要な体制をとる。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当面は社内部門の兼務者が監査役職務を補助する。監査役会から専任者の配置を求められた場合には、監査役会の意向を尊重して取締役との間で協議する。
- ⑧ 前号の当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および指示の実効性の確保に関する事項
監査役職務を補助する従業員に対しては、その人事異動・評価については、監査役会の意見を求め、尊重するものとする。また、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため補助する体制を確保する。
- ⑨ 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社は、監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。また、取締役および従業員は、当社および子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査役に報告する。
なお、当該通報、報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。
- ⑩ その他、監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社は、監査役に対し、重要な決裁書類を供覧し、監査役がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制をとる。また、当社は、監査役が代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、監査役が会計監査人と意見および情報の交換を行う場を提供する。

(ロ) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、総務部門を担当部門として、所轄警察署や外部機関等との関係を強めていく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社ならびに子会社の役員および従業員に対して、CSR委員会・グループ会社連絡会を開催（当事業年度各4回）し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。また、コンプライアンス・ホットラインの内部通報に対しては、適宜的確に対応しております。

② 内部監査室において、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。

③ 当社および子会社の事業報告については、定期的に当社取締役会のみならずグループ会社連絡会等で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,582,231	流 動 負 債	3,762,020
現金及び預金	810,758	支払手形及び買掛金	194,790
受取手形、売掛金及び契約資産	298,190	短期借入金	905,000
分譲土地建物	94,513	1年内返済予定の長期借入金	1,167,264
商品及び製品	35,010	未払法人税等	15,828
原材料及び貯蔵品	162,658	未払消費税等	191,107
その他	184,954	契約負債	78,194
貸倒引当金	△3,853	賞与引当金	152,187
固 定 資 産	15,372,168	資産撤去引当金	286,885
有 形 固 定 資 産	14,898,205	その他	770,761
建物及び構築物	3,205,622	固 定 負 債	8,162,073
機械装置及び運搬具	459,970	長期借入金	3,427,936
土地	11,022,199	繰延税金負債	91,724
その他	210,413	再評価に係る繰延税金負債	3,099,461
無 形 固 定 資 産	4,234	退職給付に係る負債	1,318,508
投 資 そ の 他 の 資 産	469,727	特別修繕引当金	56,700
投資有価証券	420,026	長期預り金	86,133
繰延税金資産	8,532	その他	81,608
その他	63,152	負 債 合 計	11,924,093
貸倒引当金	△21,984	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	16,954,399	株 主 資 本	△2,250,328
		資本金	750,000
		資本剰余金	19,032
		利益剰余金	△2,987,480
		自己株式	△31,880
		その他の包括利益累計額	7,269,491
		その他有価証券評価差額金	242,236
		土地再評価差額金	7,044,060
		退職給付に係る調整累計額	△16,805
		非 支 配 株 主 持 分	11,141
		純 資 産 合 計	5,030,305
		負 債 純 資 産 合 計	16,954,399

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
営業	業 業 収 益		4,688,280
	業 業 費 及 び 売 上 原 価	3,700,864	
	運 輸 業 等 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	1,348,786	5,049,651
営業	業 業 損 失		361,371
	業 業 外 収 益		
	受 取 利 息	12	
	受 取 配 当 金	28,098	
	土 地 物 件 貸 付 料	16,736	
	助 成 金 収 入	45,715	
	そ の 他	6,681	97,244
営業	業 業 外 費 用		
	支 払 利 息	31,047	
	減 価 償 却 費	13,480	
	そ の 他	3,116	47,644
特別	経 常 損 失		311,771
	特 別 利 益		
	固 定 資 産 売 却 益	1,305	
	補 助 金 受 入 額	9,914	11,220
特別	損 失		
	固 定 資 産 圧 縮 損 失	9,764	
	減 損 損 失	5,894,267	5,904,031
税金等調整前当期純損失			6,204,583
法人税、住民税及び事業税		8,885	
法人税等調整額		△1,167,176	△1,158,290
当期純損失			5,046,292
非支配株主に帰属する当期純利益			6
親会社株主に帰属する当期純損失			5,046,299

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2022年4月1日から
2023年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	750,000	19,014	△590,981	△31,698	146,334
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△5,046,299		△5,046,299
自己株式の取得				△336	△336
自己株式の処分		18		154	172
土地再評価差額金の取崩			2,649,800		2,649,800
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	18	△2,396,498	△182	△2,396,662
当 期 末 残 高	750,000	19,032	△2,987,480	△31,880	△2,250,328

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	192,484	9,693,861	△9,807	9,876,538	11,113	10,033,986
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）						△5,046,299
自己株式の取得						△336
自己株式の処分						172
土地再評価差額金の取崩						2,649,800
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	49,752	△2,649,800	△6,997	△2,607,046	27	△2,607,018
当 期 変 動 額 合 計	49,752	△2,649,800	△6,997	△2,607,046	27	△5,003,680
当 期 末 残 高	242,236	7,044,060	△16,805	7,269,491	11,141	5,030,305

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

宝登興業株式会社

株式会社秩鉄商事

株式会社秩父建設

秩父観光興業株式会社

秩父鉄道観光バス株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

秩父観光株式会社

株式会社長瀬不動産寺奉賛会

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（秩父観光株式会社・株式会社長瀬不動産寺奉賛会）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

分譲土地建物

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

商 品

主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法によっておりますが、当社の鉄道事業固定資産の構築物の一部（取替資産）については取替法により、当社の不動産事業及び一部の子会社に係る有形固定資産、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 特別修繕引当金

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日国土交通省令第151号）第90条の定めによる蒸気機関車の全般検査費用に備えるため、当該検査費用の支出見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 資産撤去引当金

将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当連結会計年度末における費用見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する計上基準

① 鉄道事業

鉄道事業では、主に鉄道による旅客運輸サービスを提供しており、定期収入は、定期券の有効期間にわたって履行義務が充足されるものとして、一定の期間にわたり収益を認識しております。定期外収入は、乗車券の利用日に履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。

② 不動産事業

不動産事業では、主にオフィスビル等の貸付業を行っており、これらの不動産賃貸による収益は、「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借契約期間にわたって計上しております。

③ 観光事業

観光事業では、主に遊船事業を展開しており、遊船運賃は乗船日に履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。

④ バス事業

バス事業では、主に観光バスによる旅客運輸サービスを提供しており、乗車日に履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。

⑤ その他事業

その他事業では、主に卸売・小売業を展開しております。顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っており、当該履行義務は、商品の引渡時点で充足されます。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 工事負担金等の処理

鉄道事業における諸施設の工事等を行うにあたり、当社は国又は地方公共団体等より工事費の一部として補助金及び工事負担金（以下「工事負担金等」という）を受けております。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等の受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	5,894,267千円
有形及び無形固定資産	14,902,440千円

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主として事業セグメントを基礎として資産をグルーピングしております。また、共用資産については、共用資産を含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。

固定資産のうち、資産又は資産グループについて、減損の兆候があると認められる場合には、資産のグループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価額を基礎とした時価から処分費用見込額を控除して算定し、また、使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は零として算定しております。

その結果、当連結会計年度は、秩父鉄道株式会社の鉄道事業、不動産事業、共用資産及び連結子会社の株式会社秩父建設において減損損失を計上しました。なお、回収可能価額は全て正味売却価額で算定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成した中期の事業計画を基礎として行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の感染状況や収束時期を合理的に予測することは依然として困難ではありますが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類」に移行されたこと及び最近の感染者数の推移を鑑みて、新型コロナウイルス感染症による重要な影響はないものと仮定しております。

なお、将来キャッシュ・フローの算定等に用いた仮定や時価及び処分費用見込額に大幅な変更が生じた場合には、翌連結会計年度の財務状態及び経営環境に影響を及ぼす可能性があります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産並びに担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,379,579千円
機械装置及び運搬具	99,259千円
土地	8,395,157千円
その他の有形固定資産	10,768千円
合計	10,884,764千円

(2) 担保付債務

短期借入金	380,000千円
1年内返済予定の長期借入金	463,882千円
長期借入金	2,391,629千円
合計	3,235,511千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,513,131千円

3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,190,631千円

4. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	298,190千円
契約資産	— 千円

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当社グループは当連結会計年度において以下のとおり減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産及び金額

用途	場所	種類	金額 (千円)
鉄道事業用資産	埼玉県熊谷市 他	土地	3,797,448
		建物及び構築物等	1,392,801
不動産事業用資産	埼玉県熊谷市 他	土地	415,026
建設・電気工事業用資産	埼玉県秩父郡長瀬町	土地	16,967
		建物等	9,366
共用資産 (本社施設等)	埼玉県熊谷市 他	土地	223,237
		建物等	39,419
合 計			5,894,267

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当初想定していた収益が見込めなくなったこと等により減損損失を認識しました。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主として事業セグメントを基礎として資産をグルーピングしております。

また、共用資産については、共用資産を含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

減損に至った資産の回収可能価額は全て正味売却価額により測定しております。

正味売却価額は不動産鑑定評価額等を基礎とした時価から処分費用見込額を控除して算定しております。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 1,500,000株

Ⅴ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び当社の連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については、主に銀行借入によっております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされております。

借入金は、想定外の事由によるフリー・キャッシュ・フローの減少に伴い、支払期日に支払いを実行できなくなるリスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社及び当社の連結子会社は、借入金等に関する将来の市場価格の変動に係るリスクを回避する目的で固定金利を利用しております。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであり

ます。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額41,491千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	378,535	378,535	—
(2) 長期借入金	(4,595,200)	(4,568,574)	26,625

(※) 負債に計上されているものについては()で示しております。

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券	378,535	—	—	378,535

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	4,568,574	—	4,568,574

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VI. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計
	鉄道事業	不動産事業	観光事業	バス事業	計		
旅客収入	1,620,176	—	—	171,783	1,791,960	—	1,791,960
貨物収入	1,191,976	—	—	—	1,191,976	—	1,191,976
不動産収入	—	94,786	—	—	94,786	—	94,786
観光収入	—	—	403,184	—	403,184	—	403,184
その他	221,101	—	—	32,824	253,926	713,135	967,062
顧客との契約から生じる収益	3,033,255	94,786	403,184	204,608	3,735,833	713,135	4,448,969
その他の収益 (注2)	—	239,310	—	—	239,310	—	239,310
外部顧客への売上高	3,033,255	334,096	403,184	204,608	3,975,144	713,135	4,688,280

(注1) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売・小売業、建設・電気工事及び旅行業等を含んでおります。

(注2) 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入が含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	254,298
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	298,190
契約負債 (期首残高)	86,863
契約負債 (期末残高)	78,194

契約負債は主に鉄道事業における顧客から受領した有効期間前の前受運賃となります。契約負債は、収益の認識にともない取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、埼玉県内において、賃貸用施設（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,873,426	3,842,025

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については一定の評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,378円74銭
1株当たり当期純損失	3,397円03銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

(投資有価証券の売却)

2023年4月27日の取締役会における決議に基づき、投資有価証券（上場株式1銘柄）を売却いたしました。これにより翌連結会計年度において、投資有価証券売却益312,741千円を特別利益として計上いたしません。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,171,620	流 動 負 債	3,526,045
現金及び預金	503,387	短期借入金	875,000
未収運賃	93,334	1年内返済予定の長期借入金	1,090,360
未収金	148,494	リース債	6,406
未収収益	19,982	未払費用	457,915
分譲土地建物	94,513	未払消費税等	273,387
商品及び製品	1,643	未払法人税等	168,139
原材料及び貯蔵品	151,829	未払り連絡運賃	7,554
前払金	128,811	預り	12,697
前払費用	11,052	預り契約負債	87,126
その他の	18,984	前受引当金	78,194
貸倒引当金	△413	賞与引当金	57,378
固 定 資 産	15,231,950	資産撤去引当金	125,000
鉄道事業固定資産	11,011,765	固定負債	286,885
不動産事業固定資産	2,882,021	長期借入金	7,942,485
観光事業固定資産	255,897	リース債	3,068,380
各事業関連固定資産	585,571	繰延税金負債	12,883
建設仮勘定	45,874	繰延税金負債金	96,635
投資その他の資産	450,820	再評価に係る繰延税金負債	3,102,248
投資有価証券	47,617	退職給付引当金	1,269,093
関係会社株式	386,198	特別修繕引当金	56,700
出資金	2,003	関係会社事業損失引当金	182,000
長期貸付金	15,000	長期預り金	85,818
長期未収金	22,123	その他の	68,725
その他の	13,680	負 債 合 計	11,468,530
貸倒引当金	△35,802	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	16,403,571	株 主 資 本	△2,342,234
		資本金	750,000
		資本剰余金	14,162
		資本準備金	14,106
		その他の資本剰余金	55
		利益剰余金	△3,074,516
		利益準備金	175,113
		その他利益剰余金	△3,249,629
		諸井恒平氏記念資金	5,100
		煩徳会基金	5,000
		繰越利益剰余金	△3,259,729
		自 己 株 式	△31,880
		評価・換算差額等	7,277,274
		その他有価証券評価差額金	226,846
		土地再評価差額金	7,050,427
		純 資 産 合 計	4,935,040
		負 債 純 資 産 合 計	16,403,571

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
鉄道事業収益	3,047,571	
営業費	3,463,003	
不動産事業損失		415,432
営業収益	349,140	
営業費	189,887	
観光事業利益		159,253
営業収益	226,518	
営業費	257,358	
全営業損失		30,839
受取配当金		287,018
受取配当金の利息	230	
土地倒引当金の貸付	27,155	
支店費用	24,907	
営業外費用	1,128	
営業外費用	2,796	
営業外費用		56,218
支出減損	29,569	
営業外費用	11,488	
営業外費用	13,480	
経常損失	1,647	
経常損失		56,185
特別補償金		286,985
特別補償金	9,914	
特別補償金		9,914
固定資産減損	9,764	
固定資産減損	5,867,933	
固定資産減損	45,000	
関係会社事業損失		5,922,697
引当金繰入		6,199,768
税法上人引税、住民税等	3,839	
税法上人引税、住民税等	△1,170,295	
当期中純損		△1,166,456
当期中純損		5,033,312

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準備金	そ の 他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 諸井恒平氏 記念 記 資	頌 徳 会 基 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	750,000	14,106	37	14,144	175,113	5,100	5,000	△876,217	△691,004
当 期 変 動 額									
当 期 純 損 失 (△)								△5,033,312	△5,033,312
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			18	18					
土地再評価差額金の取崩								2,649,800	2,649,800
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	18	18	-	-	-	△2,383,511	△2,383,511
当 期 末 残 高	750,000	14,106	55	14,162	175,113	5,100	5,000	△3,259,729	△3,074,516

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△31,698	41,441	181,249	9,700,228	9,881,477	9,922,918
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失 (△)		△5,033,312				△5,033,312
自 己 株 式 の 取 得	△336	△336				△336
自 己 株 式 の 処 分	154	172				172
土地再評価差額金の取崩		2,649,800				2,649,800
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			45,597	△2,649,800	△2,604,203	△2,604,203
当 期 変 動 額 合 計	△182	△2,383,675	45,597	△2,649,800	△2,604,203	△4,987,878
当 期 末 残 高	△31,880	△2,342,234	226,846	7,050,427	7,277,274	4,935,040

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

分譲土地建物

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

商 品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

不動産事業有形固定資産 定 額 法

その他の有形固定資産 定 率 法

ただし、鉄道事業固定資産の構築物の一部（取替資産）については取替法により、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

・ 未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 特別修繕引当金

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日国土交通省令第151号）第90条の定めによる蒸気機関車の全般検査費用に備えるため、当該検査費用の支出見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、債務超過額のうち、当該関係会社に対して計上している貸倒引当金を超過する金額について計上しております。

(6) 資産撤去引当金

将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当事業年度末における費用見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 鉄道事業

鉄道事業では、主に鉄道による旅客運輸サービスを提供しており、定期収入は、定期券の有効期間にわたって履行義務が充足されるものとして、一定の期間にわたり収益を認識しております。定期外収入は、乗車券の利用日に履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。

(2) 不動産事業

不動産事業では、主にオフィスビル等の貸付業を行っており、これらの不動産賃貸による収益は、「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借契約期間にわたって計上しております。

(3) 観光事業

観光事業では、主に遊船事業を展開しており、遊船運賃は乗船日に履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

工事負担金等の処理

鉄道事業における諸施設の工事等を行うにあたり、当社は国又は地方公共団体等より工事費の一部として補助金及び工事負担金（以下「工事負担金等」という）を受けております。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等の受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	5,867,933千円
有形及び無形固定資産	14,781,130千円

- (2) 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報
「連結注記表」の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略
しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産並びに担保付債務

(1) 担保に供している資産

鉄道事業固定資産	9,152,776千円
不動産事業固定資産	1,532,712千円
各事業関連固定資産	199,276千円
合計	10,884,764千円

(2) 担保付債務

短期借入金	380,000千円
1年内返済予定の長期借入金	454,270千円
長期借入金	2,365,460千円
秩父鉄道観光バス株式会社借入金	35,781千円
合計	3,235,511千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

14,433,830千円

3. 事業用固定資産

土地	11,019,768千円
建物	972,860千円
構築物	2,204,374千円
車両	262,862千円
機械装置	119,136千円
その他の有形固定資産	155,648千円
無形固定資産	605千円

4. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等の累計額

18,794,070千円

5. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	74,618千円
長期金銭債権	25,759千円
短期金銭債務	176,806千円

6. 取締役等との間の取引による金銭債権及び金銭債務

該当事項はありません。

7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,206,176千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 営業収益	3,623,231千円
2. 営業費	3,910,249千円
3. 営業費の内訳	
運送営業費及び売上原価	2,637,853千円
販売費及び一般管理費	653,346千円
諸税	222,230千円
減価償却費	396,818千円
4. 関係会社との取引高	
営業収益	1,246,592千円
営業費用	461,274千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	216,781千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 14,487株

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生の内容は、退職給付引当金、税務上の繰越欠損金及び減損損失であります。

なお、評価性引当額は2,385,026千円であります。

また、繰延税金負債の主な内容は、土地再評価差額金及びその他有価証券評価差額金であります。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社名	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高 (注1)
その他の 関係会社	太平洋 セメント(株)	被所有 直接33.9% 間接15.6%	役員 の派遣	同社の原料 の輸送及び 設備保守等 (注2)	1,220,515	未収運賃	28,543
				補償金の 入金	221,000	未収金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社提示の単価をもとに一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関係会社等

(単位：千円)

種類	会社名	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	秩父観光興業(株)	所有 直接96.2% 間接3.8%	出向者の派遣 役員の兼任	出向者人件費 負担金 (注1)	11,488	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者人件費負担金については、出向元の規程を基礎として協議の上決定しております。

VII. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,322円11銭
1株当たり当期純損失	3,388円29銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

(投資有価証券の売却)

「連結注記表」の「IX. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

秩父鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上原義弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筑紫徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、秩父鉄道株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、秩父鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

秩父鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上原 義弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筑紫 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、秩父鉄道株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第200期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第200期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

秩父鉄道株式会社 監査役会
常勤監査役 根岸俊介 ㊟
(社外監査役)
社外監査役 林俊宏 ㊟
監査役 正田孝之 ㊟

以上

ご案内図

会場 埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地
秩父鉄道株式会社 本社会議室

交通 秩父鉄道・JR高崎線・上越新幹線
熊谷駅南口より徒歩2分

